

☆福祉的就労について知りたい

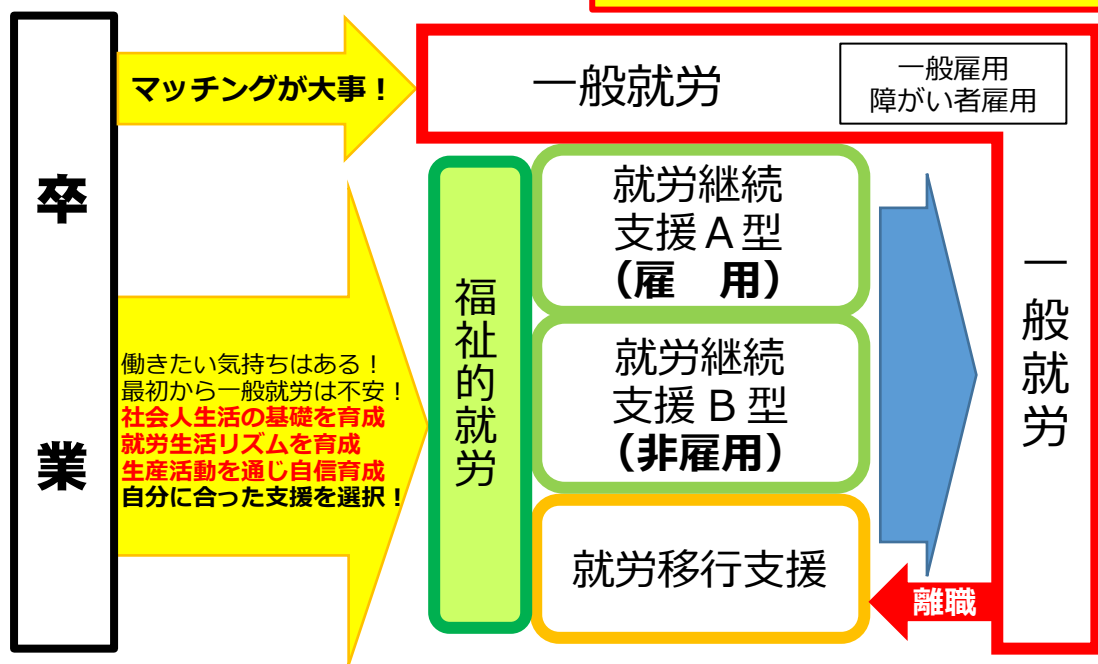
【福祉的就労の種類】

就労移行支援事業	対象は、就労を希望する65歳未満の障がい者で、 通常の事業所*1 に雇用されることが可能と見込まれる者。 ①生産活動、職場体験等の活動の提供 ②就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 ③求職活動に関する支援 ④適性に応じた職場の開拓 ⑤就職後における職場への定着のために必要な相談等 利用期間は2年。
就労継続支援 A型事業	対象は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、 雇用契約に基づく就労が可能である者。(各都道府県の最低賃金を保障) ①雇用契約の締結等による就労の提供 ②生産活動の提供 ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援 利用期間は、制限なし。
就労継続支援 B型事業	対象は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、 雇用契約に基づく就労が困難である者。 ①就労の提供 ②生産活動の提供 ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 ④その他必要な支援 利用期間は、制限なし。

※ 上記は、障害者総合支援法における就労系障がい福祉サービスです。各サービスは、指定を受けている事業所で提供しています。

就労を目指して!!

～大まかなイメージ図です～



決めるのは本人です!!

※ ここでの「一般就労」とは、企業等と雇用契約が成立している就労を指します。「一般雇用」と「障がい者雇用」を含みます。

【参考】厚生労働省「障害者の就労支援について」

* 1：企業等のことを指します。